

株主各位

第26期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示情報

平成29年5月26日

沖縄セルラー電話株式会社

## 目 次

①事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制」 「7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」…	1
②連結計算書類の連結注記表……………	5
③計算書類の個別注記表……………	11

上記①から③の内容は、法令および当社定款の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト ([http://www.au.kddi.com/okinawa\\_cellular/ir/stock/meeting/](http://www.au.kddi.com/okinawa_cellular/ir/stock/meeting/)) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

①事業報告の

「6. 業務の適正を確保するための体制」

「7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会にて決議、対外的に公表し、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保するとともに、企業クオリティを向上すべく、実効性のある内部統制システムの整備を図っております。

### I. コーポレートガバナンス

#### 1. 取締役会

取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規則及び取締役会付議基準に基づき、法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督する。

取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

#### 2. 業務執行体制

①権限と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を遂行する。

②取締役会付議事項の他、業務執行に係る重要事項については、常勤取締役、執行役員等にて構成される常勤役員会において、常勤役員会規程に基づき審議し、決定する。

#### 3. 監査役の職務遂行の実効性を確保するための体制

①監査役が取締役会に出席する他、社内主要会議に出席することができる措置を講じる。

②取締役、子会社の取締役及び内部監査部門は、監査役の職務遂行に必要な情報を適宜・適時提供するとともに、意見交換を行い、連携を図る。

③監査役の職務を補助するための体制をつくり、従事する使用人の人事については、適性・要員数等、監査役の意見を尊重し、適切な要員の確保を図る。

④監査役に対する報告を行ったことにより、報告を行った者が不利益を被らない措置を講じる。

⑤監査役が職務を実効的に遂行可能とするために必要な費用を確保する。

### II. コンプライアンス

1. 全ての役職員は、職務の執行に際し遵守すべき基本原則を掲げた「沖縄セルラー行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図る。

2. 反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組む。

3. 当社グループの企業倫理に係る企業体において、当社グループ各社の重大な法令違反その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組む。

4. 社内外に設置されているコンプライアンスに係る内部通報制度の適切な運用を図る。

5. 社内外研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努める。

### III. 経営目標を適正、かつ効率的に達成するためのリスク管理

1. 取締役等で構成される常勤役員会等において、当社グループの持続的な成長を図るべく、ビジネスリスクの分析及び事業の優先付けを厳正に行い、適切な経営戦略や経営計画を策定し、月次でビジネスリスクの監視及び業績管理の徹底を図る。

2. 経営目標を適正かつ効率的に達成するため、以下の活動を自律的に推進する。

①リスク情報を定期的に洗い出し、これを一元的に管理するリスク管理部門を中核とし、全ての部門、役職員が連携して、社内関連規程に基づき、当社グループのリスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組む。

②会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える事項については、事業へのリスクを可能な限り低減するための対応策を検討し、策定する。

③財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従い、連結ベースで全社的な内部統制の状況や重要な業務プロセスについて、文書化、評価及び改善を行い、財務報告の信頼性の一層の向上を図る。

④業務の有効性・効率性の向上や資産の適正な取得・保管・処分等、当社グループの業務品質向上のために必要な体制の整備、充実を図る。

### 3. 電気通信事業者として、以下の取り組みを行う。

#### ①通信の秘密の保護

通信の秘密は、これを保護することが当社グループの企業経営の根幹であり、これを厳守する。

#### ②情報セキュリティ

お客さま情報等の漏洩の防止、電気通信サービス用ネットワークへのサイバーテロの防護など会社の全情報資産の管理については、情報セキュリティに関する会議体等において、その施策を策定し、役職員が連携して情報セキュリティの確保を図る。

#### ③災害時等におけるネットワーク及びサービスの復旧

重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため事業継続計画(BCP)を策定し、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止施策を実施する。非常災害発生時等には迅速な復旧等のため、可及的速やかに対策本部を設置して対応にあたる。

## IV. ステークホルダーとの協働に係る取り組み

### 1. 全社を挙げて以下の取り組みにより、当社グループの活動全体に対する支持と信頼を獲得し、お客さま満足度の向上と顧客基盤の強化・拡大を達成する。

①全てのステークホルダーをお客さまと捉え、役職員全員で、その満足度の向上を目指すTCS(Total Customer Satisfaction)活動に取り組みながら、活動の評価・改善を図り、お客さまニーズや苦情へ迅速かつ適切に対応する。

②諸法令を遵守し、お客さまに安心、安全で高品質な製品・サービスを提供するとともに、製品・サービスの提供にあたっては、お客さまが適切に製品・サービスを選択し利用できるよう、わかりやすい情報の提供と適正な表示を行う。

### 2. 全てのステークホルダーから理解と信頼を得るため、当社グループの経営の透明性を確保し、当社グループの広報・IR活動の更なる充実に努める。

### 3. 会社を取り巻くビジネスリスクについては、情報開示に係る会議体において、公正に洗い出し、適時、適正に開示する。更に社会的責任に係る事項について、環境への取り組みや社会的貢献等を推進する。

## V. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

### 1. 経営に係る重要事項について、KDDI株式会社と定期的に情報を共有し協議することにより適切な関係を保持しつつ、連携してグループ全体の業務の適正を確保する。

### 2. グループ会社管理規程に基づき、子会社からの適宜・適時な報告を行う体制を整備し、子会社との連携を図る。

### 3. 子会社でのリスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組む。

### 4. 当社グループの企業倫理に係る会議体を通じて、子会社の重大な法令違反、その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組むとともに、子会社の全職員が「沖縄セルラー行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図る体制を確保する。

## VI. 内部監査

当社グループの業務全般を対象に内部監査を実施し、内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証する。内部監査結果は、問題点の改善・是正に関する提言を付して代表取締役社長に報告する他、監査役に報告を行う。

以上

制定 平成18年4月18日

改定 平成20年4月23日

改定 平成22年4月22日

改定 平成27年5月11日

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況については、平成27年5月11日開催の取締役会で決議された「基本方針（6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議）」に基づき、每期内部統制システムの運用上、見いだされた問題点等の是正・改善状況ならびに必要なに応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度の各項目についての運用状況は次の通りです。

### ①コーポレートガバナンス

取締役の職務執行については、法令、定款及び社内規程「取締役会規則」との整合性を確保するため、取締役会を定期的に開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取り組みを行うとの基本方針に基づいて、取締役会における審議の充実に努めております。

### ②コンプライアンス

コンプライアンス強化月間を社内で設定し、「内部通報制度の適切な運用」及び「反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組み」について、全役員、社員がeラーニングを受講し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

また、内部通報制度を充実させ、すべての役職員の職務執行における法令違反について早期発見に努めております。

### ③経営目標を適正かつ効率的に達成するためのリスク管理

社内規程に基づき、ディスクロージャー委員会、情報セキュリティ委員会及び企業倫理委員会を設置し、社内体制の整備に努めております。

また、リスク管理部門が中心となって、想定されるリスク項目を抽出し、每期その評価及び対応策を検討しております。これらの各種リスク項目について、主管部門を明確にし、リスク管理体制の維持、向上を図っております。

### ④企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針に基づき、子会社から業務に関する重要事項の報告を受けております。

②連結計算書類の連結注記表

# 連結注記表

沖縄セルラー電話株式会社

平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 沖縄通信ネットワーク株式会社

## 2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結会計年度と同一であります。

## 3. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの 主として移動平均法による原価法

#### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 貯蔵品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

機械設備 定率法

機械設備を除く有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備 9年

空中線設備 10～21年

建物 6～50年

#### ②無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### ④長期前払費用 定額法

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②ポイント引当金

将来のポイントサービス（「au WALLETポイントプログラム」「auポイントプログラム」）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

### ③賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

### ④役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当連結会計年度負担額を計上しております。

## (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

### ②退職給付に係る会計処理

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## 4. 電気通信事業会計規則の適用について

連結計算書類は会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）に基づき、同規則及び電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）により作成しております。

### (会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

### (表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

### (会計上の見積りの変更に関する注記)

該当事項はありません。

### (誤謬の訂正に関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

(担保提供資産)	(担保の種類)	(提供資産の金額)
機械設備	譲渡担保	66百万円
端末設備	譲渡担保	4百万円
市内線路設備	譲渡担保	26百万円
土木設備	譲渡担保	12百万円
建物	抵当権	45百万円
建物	譲渡担保	41百万円
工具、器具及び備品	譲渡担保	0百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	184百万円
長期借入金（1年以内期限到来）	111百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式及び自己株式に関する事項

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	27,342,000株
------	-------------

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式	70株
------	-----

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月16日 定時株主総会	普通株式	1,367	50.0	平成28年3月31日	平成28年6月17日
平成28年10月26日 取締役会	普通株式	1,367	50.0	平成28年9月30日	平成28年12月5日
計		2,734			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月15日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案することを予定しております。

①配当金の総額	1,503百万円
②1株当たり配当額	55円00銭
③基準日	平成29年3月31日
④効力発生日	平成29年6月16日

なお、原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を営業活動による現金収入や金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資はKDDIグループ企業に対する短期的な貸付金に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金並びに関係会社短期貸付金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金、リース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的とした長期の取引であり、そのほとんどが固定金利で取引を実施しております。

また、営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,891	2,891	－
(2) 売掛金	18,613		
貸倒引当金（*1）	△174		
	18,438	18,438	－
(3) 未収入金	1,211	1,211	－
(4) 関係会社短期貸付金	22,507	22,507	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	224	224	－
資産計	45,272	45,272	－
(6) 買掛金	2,073	2,073	－
(7) 長期借入金（1年以内期限到来）	111	111	－
(8) リース債務（流動負債）	97	97	－
(9) 未払金	5,849	5,849	－
(10) 未払法人税等	1,743	1,743	－
(11) 長期借入金	184	185	1
(12) リース債務（固定負債）	65	64	△0
負債計	10,125	10,125	0

（\*1）売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを帳簿価額とみなしております。

(4) 関係会社短期貸付金

親会社であるKDDI株式会社との金銭消費貸借契約に基づく貸付金であります。契約では当社の意向により随時貸付金の回収が可能であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	113	224	110
合計		113	224	110

(6) 買掛金、(7) 長期借入金（1年以内期限到来）、(8) リース債務（流動負債）、(9) 未払金、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 長期借入金、(12) リース債務（固定負債）

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 以下の資産については次に掲げる理由により金融商品の時価情報に含まれておりません。

(単位：百万円)

金融商品の種類	連結貸借対照表計上額	理由
非上場株式等	333	市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため。

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

連結会計年度	長期借入金
平成29年度	111
平成30年度	85
平成31年度	71
平成32年度	26
平成33年度	-
合計	295

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,521円55銭
2. 1株当たり当期純利益	292円56銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

③計算書類の個別注記表

# 個別注記表

沖縄セルラー電話株式会社

平成28年4月1日から

平成29年3月31日まで

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

子会社株式

移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

機械設備

定率法

機械設備を除く有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備 9年

空中線設備 10～21年

建物 6～50年

#### ② 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③ 長期前払費用 定額法

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

当社は、当事業年度末において年金資産の見込額が退職給付債務見込額から、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を控除した額を超過しているため、当該超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

#### ③ ポイント引当金

将来のポイントサービス（「au WALLETポイントプログラム」「auポイントプログラム」）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

④賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

⑤役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度まで不動産の賃貸に対応する収益については、営業外収益の「受取賃貸料」（前事業年度69百万円）に含めて表示しておりましたが、定款変更により事業の目的に追加されたため、当事業年度から、附帯事業営業損益の「営業収益」（当事業年度69百万円）に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

①関係会社に対する短期金銭債権	28,131百万円
②関係会社に対する短期金銭債務	5,681百万円

(2) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金に対し、保証（保証予約を含む。）を行っております。

沖縄通信ネットワーク株式会社 295百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①関係会社との営業取引による受取額	1,310百万円
②関係会社との営業取引による支払額	23,152百万円
③関係会社との営業取引以外（資金貸借以外）の受取額	26百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 27,342,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 70株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月16日 定時株主総会	普通株式	1,367	50.0	平成28年3月31日	平成28年6月17日
平成28年10月26日 取締役会	普通株式	1,367	50.0	平成28年9月30日	平成28年12月5日
計		2,734			

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成29年6月15日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案することを予定しております。

1. 配当金の総額 1,503百万円
2. 1株当たり配当額 55円00銭
3. 基準日 平成29年3月31日
4. 効力発生日 平成29年6月16日

なお、原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産

減価償却費超過額	183
未払事業税否認	46
未確定債務否認	35
前受金否認	70
ポイント引当金否認	317
賞与引当金否認	58
貯蔵品評価損否認	14
資産除去債務	56
その他	84
繰延税金資産計	866

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△28
資産除去費用	△53
前払年金費用	△54
繰延税金負債計	△136
繰延税金資産の純額	729

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を営業活動による現金収入により調達しており借入金はありません。一時的な余資はKDDIグループ企業に対する短期的な貸付金に限定して運用しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金並びに関係会社短期貸付金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社では、適時に資金繰計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,356	2,356	－
(2) 売掛金	18,365		
貸倒引当金（*1）	△173		
	18,192	18,192	－
(3) 未収入金	1,200	1,200	－
(4) 関係会社短期貸付金	27,073	27,073	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	198	198	－
資産計	49,020	49,020	－
(6) 買掛金	1,989	1,989	－
(7) 未払金	5,756	5,756	－
(8) 未払法人税等	1,641	1,641	－
負債計	9,387	9,387	－

（\*1）売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを帳簿価額とみなしております。

(4) 関係会社短期貸付金

主として親会社であるKDDI株式会社との金銭消費貸借契約に基づく貸付金であります。契約では当社の意向により随時貸付金の回収が可能であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券は其他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	103	198	95
合計		103	198	95

## (6) 買掛金、(7) 未払金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 以下の資産については次に掲げる理由により金融商品の時価情報に含まれておりません。

(単位：百万円)

金融商品の種類	貸借対照表計上額	理由
投資有価証券 非上場株式等	333	これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため。
関係会社株式 非上場株式	904	

## 12. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 13. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

## 14. 関連当事者との取引に関する注記

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	KDDI株式会社	東京都 新宿区	141,851	電気通信 事業	(被所有) 直接 51.51% 間接 —	携帯電話端末の仕入、通信設備の購入及び保守の委託等  役員の兼任 2名	業務委託及びアクセスチャージ(受取)	270	—	—
							貸付金の回収	18,620	関係会社 短期貸付金	22,507
							資金の貸付	24,216		
							利息の受取	16	—	—
							携帯電話端末及び関連商品の購入	12,345	買掛金	1,899
							通信システム等の購入	2,449	未払金	838
							業務委託及びアクセスチャージ(支払)	1,803	未払金	67
							業務委託回線料	1,572	未払金	161
							システム使用料・保守料	1,069	未払金	855
							債権譲渡手数料	1,068	—	—
支援・指導料	421	未払金	40							

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託及び業務委託については、双方協議のうえ卸電気通信役務の提供に関する契約等を締結しております。また、アクセスチャージについては、双方協議のうえ相互接続に関する協定を締結しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 携帯電話端末の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
4. 業務委託回線料については、交渉のうえ定められた利用契約に関する取引条件に基づき支払っております。
5. システム使用料・保守料及び債権譲渡手数料については、一般取引条件を参考に双方協議のうえ決定しております。
6. 支援・指導料については、経営及び業務支援の対価として、協議のうえ定められた料率を基に算定し支払っております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	沖縄通信ネットワーク株式会社	沖縄県那覇市	1,184	電気通信事業	(所有)直接 51.1% 間接 -	通信回線の 賃借、設備保 守委託等  役員の兼任 4名	債務保証 (保証予約 を含む。)	295	—	—
							貸付金の回収	4,800	関係会社 短期貸付金	4,200
							資金の貸付	4,900		
							利息の受取	10	未収利息	3
							FTTH通信設備使用料	2,154	未払金	206

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
2. 債務保証（保証予約を含む）は沖縄通信ネットワーク株式会社の金融機関からの借入金につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受入はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. FTTH通信設備使用料については、双方協議のうえ卸電気通信役務に関する契約書等を締結しております。

(3) 兄弟会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

15. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,483円90銭
- (2) 1株当たり当期純利益 293円50銭

16. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

17. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

18. 資産除去債務に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

19. その他の注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。